

収集できないごみにご注意を

ごみは、家庭から出たものであっても、処理施設（常総環境センター）で処理できないものは、収集できませんのでご注意ください。

※詳細は常総広域圏家庭ごみ分別の手引きP26～27をご参照ください。

※事業系のごみは集積所には出せません。

※産業廃棄物の処理は、常総環境センターでは行っていません。

【品目別問い合わせ先】

■家電4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により、回収とリサイクルにかかる費用は、これらの製品を排出するもの（使った人）がリサイクル料を負担することになっています。

詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

■バイク

原付バイクを含めたオートバイの処分は二輪車リサイクルコールセンター（☎050・3000・0727）へお問い合わせください。

■パソコン

家庭で不要になったパソコンはパソコンメーカーが回収し再

染症の恐れのあるもの（劇毒物、農薬、塗料、廃油（食用油を除く）、火薬、消火器など）

■土砂類

土、石、砂、燃えがら（焼却灰）など

■建築廃材

瓦、コンクリート、レンガ、タイル、保温材、浴槽（FRP、人造大理石製）、

■自動車部品材

タイヤ（外径76センチより大きい

不法投棄は犯罪です

一部の心ない人により、山林、道路際、河川敷、空き地などで不法に投棄された廃棄物があつとを絶たず、投棄場所についても増加する傾向にあります。

不法投棄は、罪が非常に重く、個人の場合5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、法人的場合で悪質なケースはなんと、1億円以下の罰金が処されることになっています。

不法投棄された廃棄物を放置することは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発して環境汚染を引き起こし、生活環境を悪化させることになりま

す。そして、よく誤解されているのが、自分の土地なら不法投棄にならないと思っている方が多

もの、バッテリー、マフラー、バンパーなど

■その他

ピアノ、農機具（50キロより

無許可の不用品回収業者には渡さないで

不要になった家電製品を処分するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可を得てない無許可の不用品回収業者には、絶対に渡さないでください。

■こんな回収業者は要注意

軽トラックなどで一般家庭や事業者などを回って戸別回収したり、空き地など特定場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布したりして使用済みの家電製品などを回収する業者のほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市の委託を受けておらず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触するものです。

■有害物質を含む家電も

家電製品にはフロンガスや鉛などの有害物質を含むものがあり、これらの不用品回収業者に回収されたものは、適正な処理が行われることが確認できません。小型家電は回収ボックスへ、その他は市が指定する事業者に引き渡してください。

■家電の処分はルールを守ろう

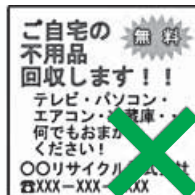
テレビやエアコン、冷蔵庫、冷凍庫・洗濯機・乾燥機といった家電4品目の回収は、家電リサイクル法のルールに従って排出するか、買替えをした家電販売店へ引き渡ししましょう。



トラック型不用品回収



拠点型不用品回収



チラシ型不用品回収